

## 平成28年度第3回一般質問

皆さん こんにちは

11番 社民党 藤田誠でございます。

それでは、通告に従い、今回も市民の声を代弁して、一問一答での一般質問いたします。

初めに、市長の進退発言について伺います。

私は基本的に市長の出处進退は、悪いことをすれば別ですが、市長自ら判断されることだと思っていて、その上での質問になりますので、矛盾することもあります。ご理解下さい。

市長の進退について、市民の多くの方は、これまでの各マスコミの報道により、市長はすぐにでも辞職されるものと思っています。

しかし、私は議会の場や、公式の場で市長の口から辞職をすると、聞いていません。

アウガの事について、公共化を進める事は理解できましたが、その実現のために何をしようとしているのか、はっきりとしない状況で、何がどうなるのか、6月議会からほぼ2ヶ月間、進展が見られず、将来が見えない不安に駆られています。

6月の定例会終了後の臨時会では、アウガの整理方法や運営方針が見えないことから、関係者から申し出のあった修繕積立金の流用の条例案に反対をしました。

その条例案は当初関係者の要請に基づき、提案してきたと思っておりましたが、現在、関係者の一部が反対をしていると言う話も聞こえていますが、なんでだろうとの思いです。

こうした、様々な情報が乱れ飛んで、市職員も浮足立っている現状は見逃すことはできません。

そこでお聞きします。市長は公式の場で、市長職の進退について、どのように発言してきたか、進退報道の真意を お示し下さい。

### 市長答弁

私はこれまで、青森駅前再開発ビル株式会社への2億円融資の責任は、提案者である私にあると申しあげてきた。

このたび、同社の第24期決算で23億8千万円余の債務超過となり、市の債権の返済が極めて不透明な状況となったことから、私自身の出处進退を明らかにすべきと判断し、第2回青森市議会定例会閉会日の翌日、6月29日に開催された各派代表者会議の場で辞意を表明したところである。

その上で私は、市長としての責任を果たすため、アウガの公共化の道筋をつけた上で職を辞すべきと考えており、このことは、これまでも7月1日に開催された議会運営委員会、更には7月5日の第1回青森市議会臨時会、そしてマスコミ取材の場など様々な機会にお話してきたところである。

その責任の果たし方と辞職の時期については、アウガの公共化を含めた方向性を示す「新生アウガを目指して」の最終版を取りまとめ、議決を要する案件があるのであれば御議決いただき、アウガの公共化、そして新生アウガ実現の道筋を立てることで、市長としての責任を果たすことができると考えたところである。

しかしながら、現在まで「新生アウガを目指して」の最終版を取りまとめることができず、市民及び議員の皆様にご心配と御迷惑をおかけしていることはお

詫び申しあげるが、市長として引き続きアウガの公共化の道筋をつけること、すなわち、新生アウガの最終版、この取りまとめに最大限の努力を傾注して参りたい。

次に、市営バスについて伺います

2016年5月13日、東京地方裁判所が「定年後に嘱託職員として、横浜市の運送会社に再雇用されたトラック運転者が会社を訴えていた裁判で「定年前と業務が全く変わらないのに賃金を下げるのは違法」との判断が出されました。雇用の在り方が社会問題化され、安倍首相は、6月策定した一億総活躍プランに、長年労働界が求めていた、長時間労働の抑制や同一労働同一賃金等の労働環境の整備等を盛り込みました。

ただ、法規制も含めて、どこまで具体化できるのかは見えていません。

また、政府は「働き方改革」で多様な人材の活用や柔軟な働き方の推進を掲げていますが、その本質は働き手の側に立った改革ではなく、企業や国の側に立った「働かせ方改革」になっているのではと疑念を持っています。

現実に安倍首相は、この3年間で雇用を110万人増やしたと強調していますが、会社役員を除く就業形態の内容で、非正規社員が160万人が増える一方で正社員は、2012年よりも36万人が減っており、学生を除く15才から34才の若者の非正規社員は少子化も影響して12万人も少なくなりましたが、正社員は48万人も少なくなっています。

また、厚生労働省によりますと、正社員として働きたいのに仕事がなく、非正規職員で働いている「不本意な非正規雇用」の割合は15才から34才の年令の若者は、20.3%となっており、安倍政権で110万人増やしたという全体の雇用者の16.9%より高い水準にあります。

労働市場の動向では、25～44歳男性について、日本銀行が3月に出したレポートでは、失業期間が1年以上の長期失業者がこの年齢層に多いとの指摘をしています。

そして、大和総研の研究者からは「労働市場から消えた25～44歳男性」と題して、いったん正規職員への就労機会を逃すと就業が難しい、とのレポートが4月に発表されています。

政府は「一億総活躍社会」を訴えていますが、非正規雇用では、もう限界だと、示唆し、連合が訴えている、普通に働き「働くことを軸とした安心社会」、「一億総安心労働社会」が求められています。

不本意で、しかも不安定な非正規職員として働いている若者が、将来に夢や自信をもって仕事ができる「一億総活躍社会」の政策の中で、安心して働ける環境をつくるのは、安倍首相が先頭を突っ走るだけでは実現しません。

地方自治体も行政自らが取りくむ労働環境づくり、行政が関与できる、市役所・外郭団体等の臨時・非常勤の解消に努力しなければなりません。

その具現化の一つが置き去りにされてきた「市交通部嘱託運転乗務員」の問題であります。そこで質問させていただきます。

質問①、乗務員の正規職員の採用にあたっては、長期間勤務する嘱託職員の中から、正規職員として相応しい能力や資質を持った優秀な者を採用すべきと思うが、お考えをお示し下さい

質問②、正規職員と非正規職員のバランスについての考えをお示し下さい

堀内 企業局交通部部長

乗務員の正職員の採用については、退職者不補充を継続しているところであるが、将来にわたって安定した組織基盤の構築と、バス運行技術の確かな継承のためにも、いずれ再開すべきものと認識している。

正職員の採用に当たっては、正規職員と非正規職員のバランスやどのような人材をどのように確保していくか、中長期的な計画のもと、より良い人材を安定的に確保できる方法を選択していくべきものであると認識している。

嘱託職員の中からの採用については、公営交通の乗務員としての資質や適性を見定めるために、嘱託職員を経て正職員に採用することは効果的であるとして、他都市で既に導入している事例であることから、交通部としても十二分に検討すべき方法であると考えている。

安定した組織基盤の構築やサービスの提供等、交通部のあるべき姿については、現在、市が策定中の「青森市地域公共交通網形成計画」等を踏まえた、交通部の「経営改善計画」を策定することとしているが、その際には、労働組合との合意を図っていくなどの関係機関との協議を繰り返しながら考えて参る。

次に、資源ゴミと不燃ゴミの区分けが難しいゴミの取り扱いについて伺います。

資源ゴミ収集時に、資源化できないと判断したゴミを、集積場所に残していくと、そのゴミは次回の不燃物収集日まで、その場所に保管されます。

そして、不燃物収集日にゴミとされた対象物が、資源化できる物とその場で判断された場合、集積場所に残されることになる、一生その集積場所に残され続けることになる、そこで質問です。

収集場所に残された未回収のゴミについて、市はどのように対応しているのか市の考えを、お示し下さい。

木村環境部長

ごみ収集場所における不適正排出物については、収集する作業員が、収集できない旨を表示した警告ステッカーを張り、ごみ出しルールやマナー向上のため、一定の期間、収集場所に残すこととし、排出者に持ち帰るよう促している。

しかしながら、不燃ごみとして出したものが、資源ごみであるとして収集場所に残されたため、それを再度、資源ごみとして出したものの、今度は不燃ごみとして残された、といったケースについては、収集する作業員の分別の誤認によるものと考えられることから、収集する作業員には、このようなケースが発生しないよう、「ごみ減量化・資源化ハンドブック」等により、ごみの種別ごとの取扱いに注意するよう、定期的に周知して参る。

なお、このようなケースで残されたものについては、市が速やかに収集することとしている。

次に、ふるさと納税について質問します

2008年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」によって始まり、2015年にワンストップ特例制度が開始され、ふるさと納税額が全国的に増えていると聞きました。

また、企業版ふるさと納税も実施されていますが、青森市の状況が気になるとともに、さらなる税収増にも期待を寄せています。

平成27年第1回定例会でも取り上げ、都市間のお土産競争になり、本来の趣旨からずれてきていると、否定的な発言をしましたが、経済効果が期待され、私は、もう否定的な発言をしないことにしました。

そこで、質問①、本市におけるふるさと納税に関する取組と青森市民による青森市へのふるさと納税額について

相馬市民政策部理事

ふるさと納税は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として、国が平成20年度に創設した制度であり、個人が自治体に寄附を行った場合、2千円を超える金額が、一定の限度額まで、所得税と住民税から控除される制度である。

本市の「元気都市あおもり応援寄附制度」は、個人、企業・団体にかかわらず、寄附によるまちづくりへの参加が実感できる制度として、平成24年度に創設した制度であり、個人が本市に寄附を行った場合、ふるさと納税制度による税控除が受けられる制度である。

本制度では、寄附者が応援したい市の事業を指定することができることとしており、市では、寄附金の活用状況や、寄附者の氏名、団体名及び寄附金額を市のホームページで公表している。

また、個人で寄附をされる方の利便性の向上を図るため、平成26年12月からインターネットによる寄附の申込みの受付やクレジット決済を導入したほか、平成27年1月からは、青森市の特産品等の進呈を行うなど、本市の魅力をアピールしながら、寄附の促進に取り組んでいる。

本市に対する平成27年度のふるさと納税額、すなわち寄附金額については、1億1千882万300円となっており、このうち、議員お尋ねの青森市民からの寄附金額は157万7千円となっている。

市としては今後も魅力ある新たな特産品等を進呈品に加えるなど寄附制度の拡充に努めるとともに、本市寄附制度の積極的なPRに努めながら、寄附によるまちづくりへの参加促進に取り組んで参る。

質問②、平成27年における青森市民による、他都市へのふるさと納税額と、税収減への影響に対する地方交付税制度はどのようなものか、お示し下さい。

相馬市民政策部理事

平成27年における寄附金控除の対象となっている青森市民による他都市へのふるさと納税額（寄附金額）は推計として1億1、280万5千円となっている。

いわゆるふるさと納税をした場合、原則として寄附金額のうち自己負担分を除いた全額、つまり2千円を超える金額が一定の限度額までとなるが所得税及び住民税から控除されることから、寄附者の住所地の住民税が減収することになる。

この住民税の減収分については、普通交付税の算定において基準財政収入額から減となり、交付税交付団体においては、普通交付税額が増となる方向に調整される仕組みとなっているため、基準財政収入額算入時の留保財源分を除いた75%が補填されることになる。

なお、自治体が受けたふるさと納税による寄附金については、普通交付税の算定に影響を及ぼさないため、その全額が自治体の収入増となる。

再質問の詳細は青森市議会ホームページに掲載されます。